法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します＞

環境関連法規制等の動き　2026 年 9 月（2026. 8. 25～2026. 9. 18）

法令情報

1-1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

＜政令第 279 号＞（2026. 9. 15 公布、2026. 9. 16 施行）

-2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

＜政令第 278 号＞（同上）

-3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令　＜環境省令第 25 号＞（同上）

2026. 6. 19 公布の改正廃掃法の一部が施行されました。今回施行されたのは、非常災害廃棄物の各都道府県等での適正かつ円滑・迅速な処理を促進するための規定内容です。

〈参考〉環境省ホームページ　https://www.env.go.jp/press/press_05576.html

2-1. 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部を改正する政令

＜政令第 292 号＞（2026. 9. 16 公布、**2027. 4. 1** 施行）

-2. 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令　＜政令第 291 号＞（同上）

2026. 7. 31 公布の改正建築物省エネ法の一部の施行日が 27. 4. 1 に決まりました。今回施行されるのは、上位住宅トップランナー制度の指定条件となる事業者の年間供給戸数が定められました。注文戸建住宅、建売戸建住宅及び分譲マンションは年間 2000 戸以上建設する事業者が対象となります。

当該住宅を基準戸数以上建設する事業者が対象です。

〈参考〉国交省ホームページ　https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_001150.html

3. 労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件

＜厚生労働省告示第 332 号＞（2026. 8. 31 公布、**2027. 10. 1** 施行）

一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれが無くなるリスクアセスメント対象物として、水酸化ナトリウム、ベンジルアルコールや塩化亜鉛など 48 物質が追加されました。

当該物質を製造、又は取り扱う業務を行う屋内作業場を有する事業者は対応が必要です。

〈参考〉電子政府　https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495260062&Mode=1

法令検索　https://elaws.e-gov.go.jp/

一般情報

1. 2026 年度 「環境省 LD-Tech認証制度活用説明会」の開催について　（2026. 9. 14環境省）

環境省は、2050年カーボンニュートラルに向け、エネルギー起源CO2の排出削減に最大の効果をもたらす先導的な脱炭素技術である「環境省LD-Tech」の普及を進めています。今回、LD-Tech認証制度への理解を深め、脱炭素設備・機器の選定や導入における本制度の活用を促進するための説明会が26. 10. 15にオンラインで開催されます。

〈参考〉環境省ホームページ　https://www.env.go.jp/press/press_05573.html

2. 「リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン」及び「リチウムイオン電池による火災防止月間」について　(2026.9.11環境省)

環境省は、近年、頻繁に発生しているリチウムイオン電池等による使用時・廃棄時の火災事故を防ぐため、本年は、10 月から 12 月に「リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン」、特に 11 月に「リチウムイオン電池による火災防止月間」を実施し、集中的に周知・啓発を強化します。

〈参考〉環境省ホームページ　https://www.env.go.jp/press/press_05567.html

3. 健康経営の中小企業への裾野拡大に向けて「中小企業支援者向け健康経営の推進支援ハンドブック」を作成しました　(2026.8.31経産省)

中小企業が持続的に成長していくためには、従業員の健康保持・増進を経営的な視点から実践する「健康経営」の取組が重要となっています。一方で、人材及び時間的リソースの不足により、健康経営に関する情報やノウハウが得られず、取組が進んでいない企業も少なくありません。このため、地域の商工会議所・商工会、関係団体等が中小企業に対して健康経営の普及啓発を行うことを目的に、本ハンドブックが作成されました。

〈参考〉経産省ホームページ　https://www.meti.go.jp/press/2026/08/20260831003.html

意見募集情報

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第4項の表PFOS又はその塩の項等に規定する製品でPFOS又はその塩等が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（案）に関する意見公募（パブリックコメント）について　(2026.9.1環境省)

26.5.22公布の改正化審法施行令において、「LC-PFCAとその塩」等が第一種特定化学物質に指定されたことに伴い、題記告示に同物質を追加する改正が行われます。環境省は、2026.10.1まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府　https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195260055&Mode=0

以　上